

Q1 新システム（ワクチン接種記録システム）を作るのはなぜですか

A1 政府では、個人単位の接種状況等を、自治体において逐次把握するシステムを構築することを検討しています。このシステムが実現すれば、引越し等により2回の接種を異なる自治体で受ける必要がある場合や接種券を紛失した場合などの利便性が向上します。

Q2 新システムの開発はいつまでに行う予定でしょうか。

A2 高齢者等へのワクチンの接種開始時期に間に合うようシステムの検討・開発を早急に進めてまいります。

Q3 新システムの詳細を教えてください。

A3 現在 V-SYS とのシステム連携はない形で検討中ではありますが、基本的なシステムイメージの素案を政府 CIO ポータル

<https://cio.go.jp/node/2731>

で公開しております（1/25 公表版を2/3等に更新しています。）。自治体の方々の御意見等を聞きながら、今回のワクチン配布に向けて自治体が個別に準備を進めているシステムへの影響を与えないよう留意しながら検討を進めており、改訂版をなるべく早くお知らせいたします。（2月8日更新）

Q4 説明会を開催する予定はありますか。

A4 新システムの検討を踏まえ、説明会等の機会でも周知・説明してまいりたいと考えております。

Q5 既に接種券（クーポン券）の印刷・封入を発注済ではありますが、バーコードやQRコードの仕様を変更した方がよいのでしょうか。

A5 接種券の印刷・発送の作業を止める必要はございません。OCR ラインの情報を含まない接種情報登録用バーコードを記載しない接種券を既に発注した市町村におかれましても、OCR ラインを読み取ること等で対応すること等を検討しておりますので、発注済の接種券をそのまま御使用いただけます。（2月8日更新）

Q5-1 接種券の券面情報に係る調査を踏まえ、新システムへの入力はどうになるのですか。

A5-1 各自治体におかれましては、接種券の券面情報に係る調査に御協力いただき、ありがとうございました。いただいた券面を分析し、OCR ラインを含むバーコードを接種券に印刷する予定の自治体が一定数存在することと、新システムで必要となる情報であることを踏まえ、接種者管理データベースへの接種会場における入力方

法として、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施の関する手引き（1.1版）」で接種券の印字内容としている OCR ラインの情報を利用することを検討しております

他方、現時点では約2割の自治体において、接種券が未発注となっております。これまで、接種券の印刷の作業はそのまま進めていただく旨、お知らせしておりましたが、これら未発注の自治体におかれましては、可能な範囲で、任意記載事項である接種情報登録用バーコードについて、OCR ラインの情報を含めて作成していただきますようお願いします。（2月8日更新）

Q5-2 OCR ラインとは異なる情報を含むバーコードは、新システムでは使えないのか。

A5-2 バーコードの情報が OCR ラインと全く同じでなくても、訂正符号を付加したもの、自治体コードを削除したものなど、DB での消し込みに必要な情報を含む場合の入力方法を検討しております。

なお、バーコードが使用できない場合は、OCR ラインを読み取ること等で対応すること等を検討しております（2月8日更新）

Q6 接種券の出力は、住民基本台帳（又は住民記録システム）と連携している健康管理システムを改修して対応することを検討してはありますが、新システムで出力することになるのでしょうか。また、コードとして宛名番号（自治体独自で一意にする番号）を利用するところが多いと思いますが、基準日の住基のデータを使用すれば独自のコードが生成されるのでしょうか、それとも自治体の宛名番号をそのまま使うのでしょうか。

A6 接種券については、健康管理システムからの出力をそのまましていただくことを想定しています。新システムは接種者の接種状況を管理することを主とするシステムになります。そのため、新システムでコードが生成されることはなく、健康管理システムから個人に振られた接種者コードを LGWAN 経由で csv ファイル等で受領する想定です。

接種券に記載すべき情報については、厚労省の以下の URL を参照下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000721693.pdf>

Q7 新システムで、汎用的な予約システムを提供する予定はありますか。

A7 予定しておりません。自治体が導入する予約システムとの連携については検討してまいります。

Q8 民間事業者に予約システムの委託を行っていますが（又は行う予定）、止めた方が

よいのでしょうか。

A8 委託を止める必要はございません。別途、予約システムとの連携を行えるよう検討してまいります。

Q9 新システムにはどのような情報を登録する必要があるのでしょうか

A9 各自治体システムから、マイナンバー、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報（氏名、生年月日、性別）を取り込んだ上で、接種結果として、自治体コード、接種券番号、接種状況（実施/未実施）、接種回、接種日、ワクチンのメーカー、ロット番号を新システムに登録していただくことを想定しています。（2月8日更新）

Q10 予診票のオンライン化を想定していますか。

A10 今回の新システムにおいては予診票のオンライン化は想定していません。

Q11 接種結果の入力はどのように行う予定でしょうか。

A11 接種結果の入力については、市民からの問合せや転入者に対し迅速に対応が可能となるよう、新システムには接種記録を原則毎日更新いただくことを想定しています。

そのため、

（1）接種会場においてインターネット経由で接種結果のデータを入力することや、（2）予防接種台帳に入力した接種結果のデータを LGWAN 経由で取り込むことを想定しておりますが、（1）か（2）のいずれか迅速な方を自治体単位で選択いただくことを想定しております。

（1）の場合の入力については、接種券の OCR ラインの読み取り（バーコードを印刷してある場合はバーコードの読み取り）、目視による手打ち、画像を撮影して AI/OCR（AI を活用した OCR 機能）での読み取りなどの中から現場の運用及び技術評価を踏まえて検討しております。

いずれにしても、入力にかかる負担を減らし、自治体及び医療機関における対応が可能な運用とするよう、関係機関と協議をしながら検討を進めてまいります。（2月8日更新）

Q12 マイナンバーを活用できる法的根拠はありますか。

A12 マイナンバー法では、公衆衛生の向上及び増進に寄与する観点から、社会保障分野に関する事務として、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務においてマイナンバーを利用できることとされており、これにより、①予防接種の対象把握②予診票、予防接種済証の発行③予防接

種の記録④健康被害の救済措置に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となります。

Q13 マイナンバーの入手元はどこでしょうか。

A13 各市区町村の住民基本台帳から抽出し、市区町村コードや各市区町村の宛名番号などともに新システムに登録していただくことを想定しています。

Q14 マイナンバーを活用して国が個人の接種情報を管理することに対し、懸念の声があるのではないのでしょうか。

A14 国はシステムを提供するのみで、国のシステム内の論理的に区分された各市区町村の領域で各市区町村のデータを管理していただくことを想定しています。したがって、国は誰が接種した・しないなどの個人の接種情報を取り扱うことはありません。国は市町村の管理する個人情報をもとに作成した接種状況に関する統計データを確認させていただくことを想定しています。いずれにしても、マイナンバー法をはじめ関係法規に抵触しないことはもちろん、これまでの取扱いも考慮した安全性の高い運用を前提に、プライバシーの問題も十分配慮し検討を進めてまいります。

(2月8日更新)

Q15 住民にマイナンバーあるいはマイナンバーカードを持参することを求めるのでしょうか。

A15 自治体のバックオフィスで、全国民に既に付番しているマイナンバーを活用するものであり、住民はマイナンバーを意識する必要は全くございません。接種会場でマイナンバーやマイナンバーカードを扱うことはございません。なお、接種者の本人確認にマイナンバーカードを利用することは当然ながら可能です。

Q16 新システムにおける特定個人情報の取扱いにあたっては、自治体は特定個人情報保護評価をする必要はありますか。

A16 従来から予防接種に関する事務では個人番号を使うため、各市町村は原則として既に特定個人情報保護評価を行っています。

今般の新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事務において、新システムを利用する場合、既存の予防接種に関する事務に加えて新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理等を行うため、特定個人情報等の取扱いについて、主に次の取扱いが新たに生じることが想定され、特定個人情報保護評価が必要となります。

①新型コロナウイルスワクチンの接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱う

②予防接種台帳を管理するシステム等から新システムへの特定個人情報の登録

③新システムを利用したワクチン接種記録の管理及び他市町村との接種記録の照会・提供（情報提供ネットワークシステムは使用しない）

（2月17日更新）

Q17 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事務の特定個人情報保護評価を行う場合、どの種類の評価書を作成すればいいのでしょうか。

A17 既存の「予防接種に関する事務」の評価書へ、新型コロナの予防接種事務を追加することによって、しきい値判断結果が変わることが考えられます。考えられるケースは次のとおりです。

① 今まで対象人数1,000人未満であり、新型コロナの予防接種事務においても、1,000人未満のケース

→評価不要

② 今まで対象人数1,000人未満だったが、新型コロナの予防接種事務において、1,000人を超えるケース

→新規に評価書作成

③ 今まで、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成していたが、新型コロナの予防接種事務において、対象人数が増え、基礎項目評価が重点項目評価又は全項目評価に、重点評価が全項目評価になるケース

→評価の再実施

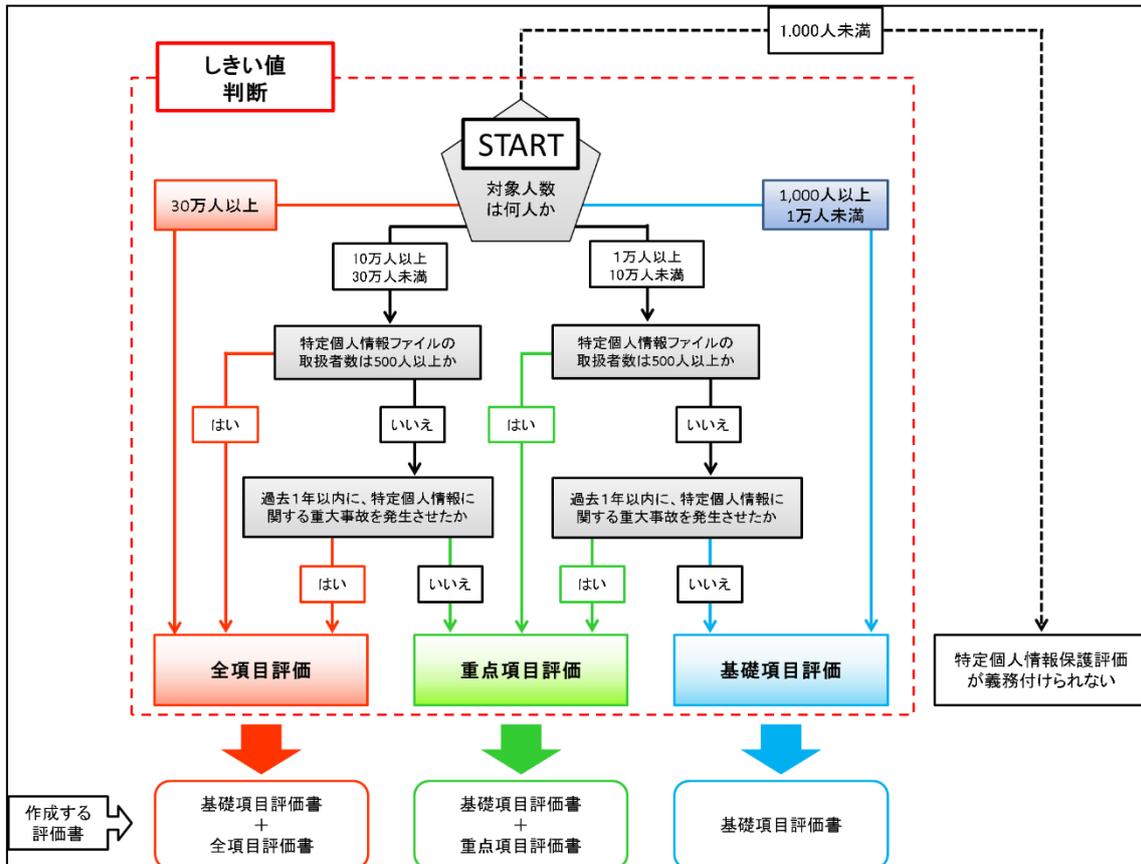
④ 今まで、実施していた評価について、新型コロナの予防接種事務においても、しきい値判断の結果に変更がなく、引続き同じ種類の評価をするケース

→評価の再実施

※新型コロナの予防接種事務について、既存の「予防接種に関する事務」の評価書とは別に、1つの評価書として、新たに作成することも考えられます。

※評価書のひな型をIT総合戦略室で用意することを検討しています。

＜しきい値判断フロー図＞



(2月17日更新)

Q18 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事務の特定個人情報保護評価は、事後評価でさしつかえありませんか。

A18 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有する前又は保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前又は変更を加える前に評価を実施することを原則としています。

新型コロナウイルスワクチンの接種の目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るとされており、

- ① 当該ワクチンの接種は、接種記録を逐次把握し、引越しにより2回の接種を異なる市町村で受ける必要がある場合や接種券を紛失した場合等において、正確な接種情報を確認する必要があり、そのため、現在、ワクチン接種記録システムを構築中ではありますが、その詳細はなお検討中であり、現状では特定個人情報保護評価を行える状況にはないこと
- ② 他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅

速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難である場合には、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと考えられます。

（2月17日更新）

※Q16～Q18 の特定個人情報保護評価に関する回答内容については、個人情報保護委員会と調整を行ったものです。